

快適で美しいまち金沢

ひがし茶屋街周辺は「ぽい捨て等防止重点区域」です



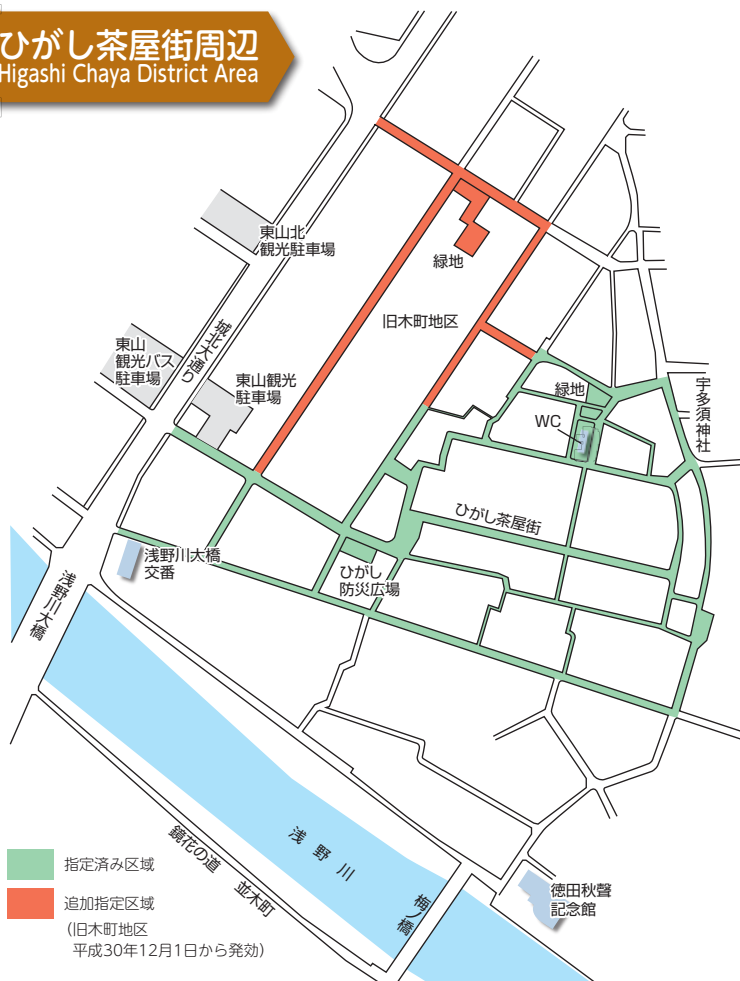
ぽい捨て、路上喫煙は
ご遠慮ください



ペットのふんなどは
持ち帰りましょう

平成30年12月1日より重点区域を拡大!!

ひがし茶屋街周辺
Higashi Chaya District Area



違反した方*には過料が
科せられる場合があります。

※ 詳しくは裏面をご参照ください。

- ◆ 左記の区域では、ぽい捨て、路上喫煙、犬などのふんの放置を禁止します。
- ◆ Littering, smoking in the road, and not picking up after pets are prohibited in the areas on the left.
- ◆ 左図所示区域内、禁止乱扔垃圾、路上吸烟、弃置小狗等的粪便。
- ◆ 左圖所示區域內、禁止亂扔樂色、路上吸煙、棄置小狗等的糞便。
- ◆ 왼쪽에 기재된 구역에서는 쓰레기 무단투척, 노상 흡연, 애완동물의 배설물 방치를 금지합니다.

金沢市におけるぽい捨て等のない
快適で美しいまちづくりの推進に関する条例
(略称：ぽい捨て等防止条例 平成24年7月1日全面施行)

この条例では、「ごみのぽい捨て」、「ペットのふんの放置」、「人混みでの喫煙」「歩きタバコ」「喫煙場所以外での喫煙」によるタバコ火でのやけどなどの被害を防ぎ、誰もが快適に暮らせる美しいまちづくりを目指しています。



旧木町地区



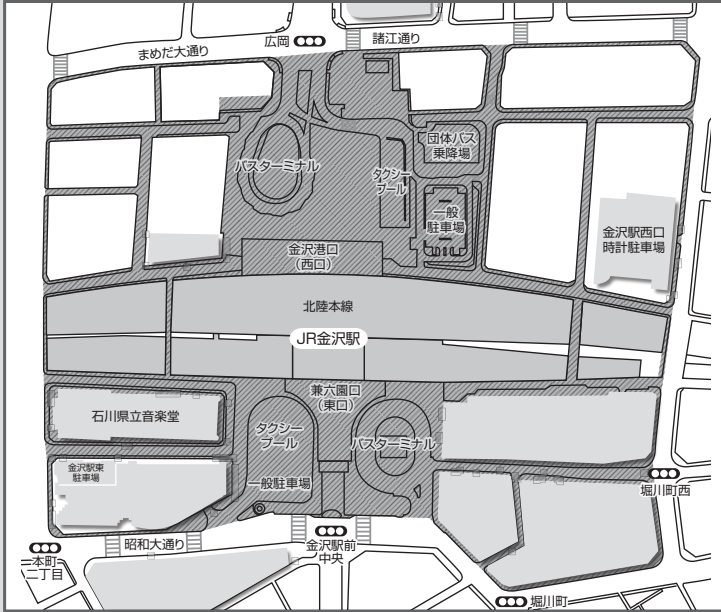
ひがし茶屋街

金沢市

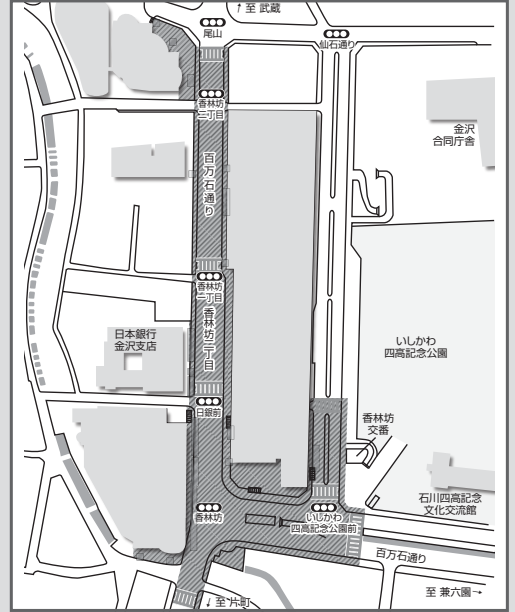


下記もぽい捨て等防止重点区域です。 (地下道部分も重点区域に含まます)

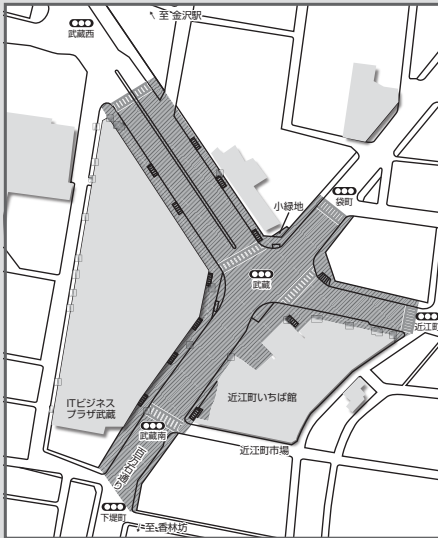
金沢駅周辺 (平成 26年 9月 1日～)



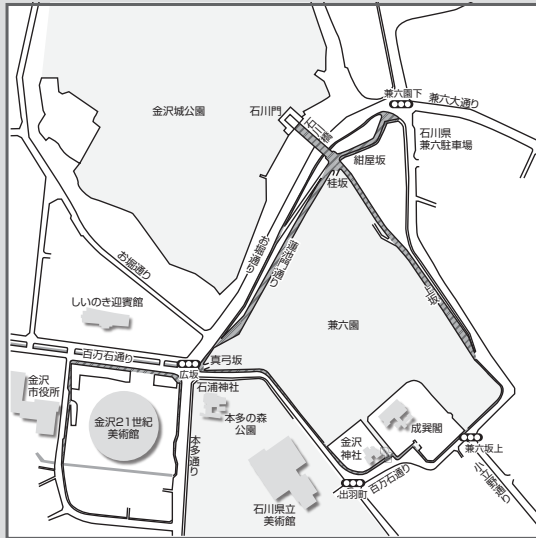
香林坊地区 (平成 25年 11月 1日～)



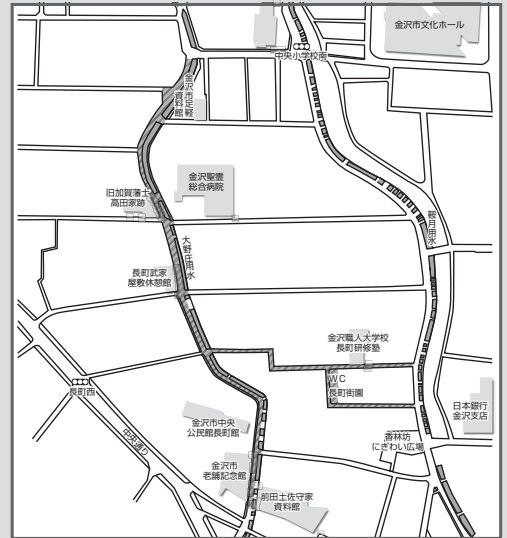
武蔵地区 (平成 25年 11月 1日～)



兼六園・ 金沢21世紀美術館周辺 (平成 27年 3月 1日～)



長町武家屋敷跡地区 (平成 27年 12月 1日～)



Q & A

Q1 「ぽい捨て」って
どういうこと？

A1 たばこの吸い殻や空き缶、空き瓶、ペットボトルなどの飲食物の容器、チューインガムのかみかす、紙くずなどで容易に捨てることのできるものをごみ箱などの決められた場所以外の場所に捨てることをいいます。

Q2 「路上喫煙」ってなに？
「歩きたばこ」が禁止为什么呢？

A2 道路、公園、広場などの屋外の公共の場所で、火のついたたばこを吸うことや持つことをいいます。歩きながらの喫煙だけではなく、立ち止まって、自転車・バイクに乗りながらの喫煙も含まれます。道路などの管理者が設置・許可している灰皿などでの喫煙は「路上喫煙」にはなりません。決められた場所で吸ってください。

Q3 どうやって過料を
徴収するの？

A3 「ぽい捨て等防止重点区域」内を市職員の啓発指導員が巡回し、違反行為者に対して、指導、文書による勧告、改善命令を行い、改善命令にも従わなかった場合(条例違反)には、その場で過料を徴収します。現金の持ち合わせがない場合は、納入通知書をその場で発行しますので、後日納付していただきます。